省令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

財務大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

一〇〇分の〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一五	一〇〇分の二五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の四〇	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の四五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の二〇	一〇〇分の五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
一〇〇分の〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の三〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の九〇	一〇〇分の六五
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の五	一〇〇分の一五
一〇〇分の二五	一〇〇分の五五
一〇〇分の六〇	
一〇〇分の五	
一〇〇分の二五	

を

一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
一〇〇分の二五	一〇〇分の二五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の四五	一〇〇分の四〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の三〇	一〇〇分の三五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の六五	一〇〇分の六〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の五五	一〇〇分の五五

に改める。

別表第三の二第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の三〇」を「一〇〇分の二五」に改め、同表第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の三〇」を「一〇〇分の三五」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○経済産業省、環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。